一般社団法人 成年後見ネットワーク倉吉 中部成年後見支援センターミットレーベン設置運営規則

(目的及び設置)

第1条 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉(以下「法人」という)は、定款第3条第2項及び 第3項に基づき、鳥取県中部地域における成年後見制度の利用促進を図るため、中部成年後見支 援センターミットレーベン(以下「支援センター」という)を設置する。

(運営主体)

第2条 支援センターの事業は、法人が、鳥取県及び中部地域市町村から委託を受けて行う。

(事務所)

第3条 支援センターの事務所は、倉吉市駄経寺町2丁目15番地1に置く。

(運営体制)

- 第4条 支援センターの運営管理者は、法人の代表理事とする。
 - 2 支援センターに常勤職員1名(社会福祉士)・非常勤職員1名以上を置く。

(事業対象者)

第5条 事業の対象者は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町(以下「中部地域市町村」という。)に住所を有する者、及びそれに準ずる者とする。

(事業内容)

- 第6条 支援センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 成年後見制度に関する利用相談及び情報提供
- (2) 成年後見制度利用に係る後見開始及び取消等の審判申立の手続き支援
- (3) 法人後見の受任及び成年後見人等候補者推薦団体等との連絡調整 なお、後見事務の対象者は財産や収入が乏しいために成年後見等審判申立費用や報酬費用等の 全部又は一部を負担することが困難な者及び被虐待者等で支援が著しく困難な者、かつ法人で後 見受任することが適当な者とする。
- (4) 成年後見制度に関わる行政機関及び各種団体等との連絡調整
- (5) 成年後見制度の広報及び啓発事業並びに研修事業
- (6) その他前各号に掲げるものに附帯する事業

(開所日及び開所時間)

第7条 支援センターの開所日時は、原則として、国民の祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日の午前 9時から午後5時までとする。

(運営適正化委員会の設置)

- 第8条 支援センター事業の円滑な実施を図るため運営適正化委員会を設置する。
 - 2 運営適正化委員会の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 第6条第1項第3号に規定する法人後見受任の適否。
 - (2) 市町の委託料負担割合に関すること。
 - (3) 第10条の苦情解決に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
 - 3 運営適正化委員会の運営は、本規則に定めるもののほか、別に定める。

(個人情報の保護)

第9条 支援センターの事業実施にあたり取得した個人情報は、関係法令等に基づき適切に保護管理 するものとする。

(苦情の申立)

第 10 条 支援センターの事業に関する苦情の申立があったときは、法人理事会及び運営適正化委員会においてその解決を図る。

(関係書類の保存)

第11条 管理者は、事業運営に係る関係書類を5年間保存しておかなければならない。

(報告)

第 12 条 管理者は、支援センターの運営状況について、毎年度法人理事会及び総会に報告しなければならない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、法人理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

附則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。